

四日市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第18号

四日市市営住宅条例の一部を改正する条例

四日市市営住宅条例（平成9年四日市市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公営住宅の入居者資格等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、公営住宅の入居者は、現に同居し、又は同居しようとする親族を有さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（第8条第2項において「障害者等」という。）を除く。）は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>18歳以上の者</u></p> <p>(2)から(8)まで (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(公営住宅の入居者資格等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、公営住宅の入居者は、現に同居し、又は同居しようとする親族を有さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（第8条第2項において「障害者等」という。）を除く。）は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>20歳以上の者</u></p> <p>(2)から(8)まで (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(都市整備部市営住宅課)